

性的少数者への理解促進に関する調査研究会 報告書

令和5年1月



大分県人権啓発イメージキャラクター
「こころちゃん」

目次

1. はじめに	2
2. 「性的少数者への理解促進に関する調査研究会」概要	3
委員名簿.....	3
開催状況.....	3
3. 現状と課題	4
(1) 平成30年度「人権に関する県民意識調査」より.....	4
(2) 平成30年度「SOGIE(LGBT)サポートチーム ココカラ!アンケート結果」より.....	4
(3) 令和3年度「性的少数者への理解に関するアンケート」より.....	5
(4) 大分県のこれまでの主な取組.....	7
(5) 現状と課題 まとめ.....	8
4. 各調査研究テーマにおける主な意見	10
(1) 啓発.....	10
(2) 若者と教育.....	13
(3) 支援策.....	15
5. 提言	19
6. 参考資料	21
資料1 平成30年度 人権に関する県民意識調査(抜粋)	22
資料2 性的少数者の困りごと～SOGIE(LGBT)サポートチーム ココカラ!アンケートより～.....	24
資料3 性的少数者への理解に関するアンケート集計結果.....	26
各回における議題、資料、事例紹介(参考人招致)一覧.....	30

1. はじめに

近年、性的少数者の人権問題が提起され、性的マイノリティに対する理解促進や、偏見・差別の解消が重要な課題として認識されてきています。

このような中で、地方自治体によるパートナーシップ宣誓制度の導入を機に、民間企業によるサービス提供の拡大や、事業主に対する性的指向や性自認に関するハラスメント防止の義務化など、性的少数者が抱える生きづらさや困りごとを解消するとともに、性の多様性に関する理解を進める取組が広まってきています。

大分県においても、多様な価値観が認められ、すべての人の人権が尊重される「人権尊重社会づくり」を推進しており、「大分県人権尊重施策基本方針」では性的少数者の人権問題を解消すべき主要課題の一つに位置付けています。これまで、啓発マンガ冊子「りんごの色」の作成やシンポジウムの開催、性的少数者への理解を深めるための職員向けハンドブックの作成や、申請書等における不要な性別記載欄の見直し・削除等に取り組んできました。また、令和4年3月に改正された「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」でも、性的指向・性自認による差別は人権侵害であり、解決すべき課題と規定しています。

このような状況の中、性的少数者への理解促進を図るため、多様な立場の方々から幅広く意見を聴取し、有効な施策につなげることを目的として、令和3年12月に「性的少数者への理解促進に関する調査研究会」が設置されました。

本報告書は、調査研究会において全6回にわたり交わされた意見を踏まえ、性的少数者への理解に関する県への提言として取りまとめたものです。この報告書により、性的少数者への理解、更には多様な性のあり方は県民一人ひとりに関係する問題であるという認識が広がり、誰もが安心して暮らせる大分県づくりへとつながることを願います。

性的少数者への理解促進に関する調査研究会
会長 山崎 清男

2. 「性的少数者への理解促進に関する調査研究会」概要

委員名簿

	所属	役職	氏名
1	県人権尊重社会づくり推進審議会	会長	山崎 清男 ◎会長
2	大分県自治会連合会	副会長	齋藤 勝美
3	大分県老人クラブ連合会	理事	白根 喜代子
4	立命館アジア太平洋大学	学生	元井 雄
5	大分県商工会議所連合会	専務理事	中島 英司
6	大分県宅地建物取引業協会	会長	宮崎 教生
7	大分県公認心理師協会	監事	田中 新正
8	大分県立学校長協会	副会長	河野 仁彦
9	大分県弁護士会	弁護士	石川 梓
10	NHK大分放送局	局長	(～R4. 6. 30)高橋善行 (R4. 7. 1～)浦川 潤
11	SOGIE (LGBT) サポートチーム ココカラ!	共同代表	森 あい

開催状況

第1回 (R3. 12. 14)	(1) 調査研究会の進め方について (2) 性的少数者を取りまく現状と課題 県のこれまでの取組について (3) 今後協議すべき主要課題の決定
第2回 (R4. 2. 14)	若者と教育について
第3回 (R4. 4. 26)	啓発について
第4回 (R4. 6. 29)	パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ宣誓制度 について
第5回 (R4. 8. 29)	その他支援策について
第6回 (R4. 11. 1)	報告書に関する協議

3. 現状と課題

性的少数者の人権問題は、国においても主な人権課題の一つとされており、特に、平成 27 年に渋谷区と世田谷区が日本で初めてパートナーシップ宣誓制度を導入したことで、社会的関心が高まり、全国の自治体や企業にも性の多様性への理解を深める取組が広がった。

本調査研究会では、大分県における性的少数者への理解を深め、有効な施策につなげるために、啓発・教育・支援策といった各分野での意見交換を行うこととし、まずは県内における性的少数者の現状と課題を整理することとした。

(1) 平成 30 年度「人権に関する県民意識調査」より (資料1)

【概要】

実施時期：平成 30 年 6 月～7 月

実施主体：大分県

回答数：県内有権者から無作為抽出した 4,941 人のうち有効回答数 1,996 人

調査方法：郵送による調査票の送付及び回答書の返送

調査内容：各種人権問題の重要課題や、人権教育・啓発に関する設問

【調査結果のポイント】

「性的指向や性別違和に関することで、現在、どのような人権問題があると思いますか」という質問について、「わからない」と回答した割合は 30.4%で、前回調査（平成 25 年 6 月「人権に関する県民意識調査」）の 34.1%よりも 3.7%低くなったものの、「特にない」と回答した割合は 10.3%で、前回調査の 9.4%よりも 0.9%高くなっている。

また、全国調査（平成 29 年 10 月・内閣府「人権擁護に関する世論調査」）と比較すると、「分からない」「特にない」と答えた割合はいずれも、大分県調査の方が全国調査よりも高い結果となった。

また、大分県調査を年代別に見ると、「特にない」「わからない」と回答した割合は、年代が上がるにつれ高い結果となっている。

(2) 平成 30 年度「SOGIE(LGBT)サポートチーム ココカラ！アンケート結果」より (資料2)

【概要】

実施時期：平成30年9月2日～10日

実施主体：「SOGIE（LGBT）サポートチーム ココカラ！」

回答数：大分県在住または在住歴のある性的少数者 145人

調査方法：オンライン

調査内容：性的マイノリティであることでこれまで困ったこと等

【アンケート結果のポイント】

- ・調査には145名が回答し、居住地としては大分市・別府市が62%、それ以外の県内市町村が25%、県外13%であった。性的少数者は都市部に限らず、どこにでもいることが分かる。
- ・性的少数者が抱える悩みや困りごとは様々で、性的指向・性自認によっても異なっている（資料2-1・2）。また、「困ったことはない」と回答した割合は、いずれにおいても低く、大多数が何らかの困りごとを抱えたことがあるということが分かる。
- ・「セクシャルマイノリティであることで今までに困ったことを、誰かに相談したことはありますか？」という問いに対し、相談先として「友人・知人」が62%、「家族」が20%であった。
また、「困ったことはあるが、相談したことがない」は20%であった。
- ・その他にも、自由意見として、以下のような意見が寄せられている。
“そのままの自分で生きていくことができない”
“自分をありのままに表現できず、自分に自信がもてなかった。自己肯定感を持たずに自己嫌悪におちいった。”
“自分らしく生きるためには、大学進学を理由に大分から離れざるを得なかった”

（3）令和3年度「性的少数者への理解に関するアンケート」より （資料3）

【概要】

実施時期：令和3年9月3日～24日

実施主体：大分県

回答数：576人（一般506人、県政モニター115人）

実施方法：大分県ホームページで意見募集のほか、県政モニター115人あて依頼

調査内容：言葉の認知度、必要と考えられる行政の取組、自由意見等

○言葉の認知度

『性的少数者』や『LGBTQ』という言葉の意味を知っていますか？」という質問に対する回答は以下のとおりで、言葉の認知度としては高い結果となった。

- ・知っている・・・・・・・・・・・・・・・・75.2%
- ・少し知っている・・・・・・・・・・・・21.2%
- ・聞いたことはあるが内容は知らない・・・・3.0%
- ・分からない・・・・・・・・・・・・0.7%

○行政の取組として必要と考えられるもの

「性的少数者の方が生活しやすい社会をつくるためには、行政としてどのようなことが必要だと思いますか？」という質問に対する選択肢別の回答割合は以下のとおり（複数回答可）で、パートナーシップ制度の導入や相談窓口の充実を必要と考えている割合が高い結果となった。

- ・パートナーシップ制度の導入・・・・・・・・79.5%
- ・相談窓口の充実・・・・・・・・・・・・67.7%
- ・講演会や研修会などによる啓発・・・・53.3%
- ・チラシやポスター作成などによる啓発・・・・38.2%
- ・関係団体への支援・・・・・・・・・・・・47.4%
- ・何もする必要はない・・・・・・・・・・・・3.5%
- ・その他・・・・・・・・・・・・8.2%

【主な自由意見】

自由意見として寄せられた全199件の中には、性的少数者への理解を示す意見が多くある一方、慎重な対応を求める意見等もあった。

（自分らしく暮らせる社会を）

“行政の啓発活動によってLGBTQの存在が可視化されること、相談窓口があることで「自分の悩みは相談に足ることなんだ」と思えること、パートナーシップ制度（さらにファミリーシップ制度まで拡充）があることで「わたしたちは存在してもいいんだ」と自己肯定感があがること、これらはすべて「人の命」を守ります。セクシュアリティにかかわらず平等に扱われるべき人の命です。”

（啓発・教育のあり方）

“「性的少数者」という言葉はテレビや雑誌などでも聞いたり見たりしたことがありますが、身近なことだと思われていないと思います。”
“まだまだ都会でのこと、という認識が強いように思います。特にローカルでは、年配の方々の理解が重要かと思えます。その点で信頼ある行政の取組はとても重要ではと

感じます。”

“あらゆる社会的問題についてほとんどの人は「無関心」なのではなく「未認知」なだけだと思っています。知る機会を設け、みんなが認知した上で議論できるような環境作りが必要だと思います。”

“性的少数者の方がどのような不自由を感じているのか分からないので、その普及啓発が必要と考える。”

“若者が、自己自認が未形成のうちに間違って学ぶと良くない影響があると思います。”

(パートナーシップ宣誓制度について)

“パートナーシップ制度があることで安心できる性的少数者の方がいるのであれば、どんどん進めるべき。”

“県としてできることを早くやらないと、他県に遅れをとって、大分は不寛容なところだと思われてしまいます。多様性に富んだ県としてもっと取組を進め、大分から出て行く人を減らしてほしい。”

“他の自治体に乗り遅れないような拙速な取組の仕方は、言葉だけが一人歩きして真の理解が得られない気がします。「やってる感」だけではなく正しい情報をわかり易く伝えて欲しいと思います。”

(その他)

“少子化を助長してしまうようで、性的少数派をあまり容認しすぎても良くないと思う”

“基本は男と女で家庭を持ってつないでいくというのが Best。基本を崩さない程度の支援で。”

(4) 大分県のこれまでの主な取組

1. 人権尊重施策基本方針改定 (R2.4)

「性的少数者の人権問題」を重要課題の一つとして新たに位置づけ

2. 県民・企業等に向けた啓発

啓発マンガ「りんごの色」や、当事者インタビュー集等啓発資料の作成
講演会、パネルディスカッション等の開催

3. 県職員への啓発・研修

「性の多様性に関する職員ハンドブック」作成 (R2.9)

4. 県の申請書等における不要な性別記載欄の削除(H30～R3)

性別記載欄のある様式 917 件のうち、削除可能な 316 件については、令和 4 年 3 月末をもって全て削除

5. 専用相談窓口の設置 (R3.6)

性的少数者に関する専用相談窓口を開設

月に 1 回 2 時間、公認心理師による電話・メール相談を実施

6. 条例改正 (R4.3)

「大分県人権尊重社会づくり推進条例」を「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」に改正し、解消すべき差別のひとつとして「性的指向・性自認による差別」を追加

(5) 現状と課題 まとめ

以上のことから、大分県における性的少数者に関する現状と課題を、以下のとおり整理した。

①年代や地域により認識・理解度の差がある

県民意識調査から、性的少数者に関する人権問題については「分からない」「特にない」との回答が全国平均よりも高く、大分県内における認知度の低さがうかがえる。

人権課題として徐々に認識されつつあるものの、年代や地域によっては、性的少数者に対する人権問題を学ぶ機会や、身近な話題になることも少なく、認識や理解度には差があると考えられる。

また、性的少数者へ理解を示す意見がある一方、慎重な対応を求める意見もある。

②困りごとや孤独感、生きづらさを抱えるケースも

性的少数者は、都市部だけでなく地方にもおり、本来身近な存在であるが、多くの場合見ただけでは分からず、また周りに言えないことも多いので、身近にいることに気づきにくい。

そして、男・女のみが前提となっている制度や考え方の中で、家族や周囲にも相談できずに困りごとや孤独感を抱える当事者も少なくない。生きづらさを抱えながらも表に出せずにいることから、メンタル面の悪化も問題となっている。

また、自分らしく生きるために、県外への転出を選択せざるを得ないケースもあ

る。

③性的少数者が、安心して相談や生活できる環境が不十分

大分県でも、専用の電話・メール相談窓口を設置したが、まだ広く認知されるには至っておらず、周知も課題のひとつである。

啓発活動等の取組に関しても、大分県全体における性的少数者への理解が深まっているとは言えず、当事者が安心して周囲に悩みを打ち明けたり、今の場所でそのまま自分らしく生活できる環境が十分に整っているとはいえない状況にある。

4. 各調査研究テーマにおける主な意見

(1) 啓発

- ・事務局から、平成 30 年度県民意識調査、令和 3 年度「性的少数者への理解に関するアンケート」、性的少数者に関する県内自治体の啓発事業等についての説明があった。
- ・NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会理事の古野ひとみ氏を招致し、「これまでの活動で感じた課題と行政に求めるもの・期待すること」と題し、事例紹介をいただいた。これまでの活動を通じて得た統計情報や啓発でうまく伝わった事例、伝わらなかった事例など経験に基づいた話であった。

○人権問題として、行政が主体性を持った取組を

- ・県が主導して、「様々な人が安心して暮らせる大分県」を強く発信してもらいたい。
- ・住民に最も近い市町村の理解、取組は重要。県との連携で相乗効果を期待する。
- ・データや当事者の声、科学的根拠を活用した正しい啓発や、行政の取組を可視化し、理解を深めることが重要。
- ・企業や組織の多くが、性的少数者に関してどのように対応したら良いのかまだよく分からない。行政が積極的に取組を可視化することで、県民や企業の関心も高まる。
- ・当事者や支援団体などが声を上げて限界がある。行政が主体的に実例を伝えることで、聴く耳を持つ人が増える。
- ・パートナーシップ宣誓制度の導入自体も啓発になる。制度や仕組みを作り、行政が明確に発信していく意味は大きい。
- ・制度を作る側が、当事者の困りごとに気づいていない面もある。見える部分が全てではなく、見えない部分をどう工夫していくか、研修などにより理解を深めてほしい。
- ・行政職員がそれぞれの場で研修を通じて理解を深め、その先の関係者にも広めることが大切。
- ・大分県が作成した啓発マンガ「りんごの色」などは、研修資料として分かりやすいので活用すべき。

○啓発における留意点、要望

- ・理解するためにはまず知る必要がある。理解に応じた階層的な啓発や、年代や属性などターゲットにあわせた効果的な啓発が大事。
- ・多様性や違いを認めることも大事だが、同性愛者も異性愛者も「人を愛することは同

- じ」という共通点も大切にしてほしい。
- ・性的少数者の自殺念慮やうつ病発生率の高さなどは生きづらさの実情を表す重要なデータであるが、一方で、「当事者が弱い」というイメージを植え付けることの無いよう、また「悩んでいる子どもたちが、そういう深刻な話だけを聞いたらどう思うか」も意識しながら啓発に留意する必要がある。当事者が自己肯定できるような情報発信が望まれる。
 - ・マイノリティは決して「かわいそうな人たち」ではなく、生きる力も持っている。
 - ・自分らしく楽しく生活している面なども、積極的に紹介してほしい。
 - ・情報は積極的に発信すべきだが、性的少数者といっても人それぞれ違いがあるので、レズビアンはこんな人、ゲイはこんな人、という固定観念を持たせないようにするべき。
 - ・コンビニエンスストアに、性的少数者の相談窓口を紹介するカードを設置している他県の事例は、幅広く知ってもらうために有効である。
 - ・性的少数者を取り上げたドラマ等、堅苦しくなく学べる機会も増えている。NHKと大学がそのドラマをテーマに共同イベントを開催するなどの例もあり、効果的な啓発も工夫できる。
 - ・当事者が「そっとしておいてほしい」というのは、差別や偏見をなくしてほしいが、行政が中途半端に取り組むことで、当事者捜しのような状態を生まないようにしてほしいと願う気持ちからである。

○自分ごととして考えられるような啓発を

- ・メディア等で取り上げられることも増え、徐々に理解はされてきているが、まだ「自分の身近にはいない」と思われがち。
- ・どれだけ多くの人に、性的少数者のことを知ってもらい、身近に感じ、自分ごととして考えてもらうかが重要。
- ・性的少数者を「救う」という考え方ではなく、すべての人に関係する「多様な性のありかたのひとつ」であること、SOGIE（ソジー）^{*}の理解を広めることが重要。
- ・身近に考える機会が増えることで、重要な人権課題として理解が進む。自分の子や孫に置き換えて考えることも効果がある。調査研究会の参加で認識できた。
- ・これまでよく分からなかったが、性的少数者の方々の悩みの切実さを知った。自身の心の中だけでなく社会生活にも影響を与える人権問題であると感じた。また、成長とともに解消していく問題ではないことが理解できた。
- ・性的少数者に対する理解を「こうあるべき」と強制や押しつけをされると、受け入れがたい場合がある。「自分だったらどうか」と考えるきっかけを作る啓発が大事。

^{*}性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identify）、性表現（Gender Expression）の頭文字を取ったもので、誰もが持つ性の要素を表す言葉。

- ・ワークショップで当事者役になることで、自分ごとにつなげる手法も効果的。
- ・無関心が一番いけない。多様性を認め合う寛容な社会をつくるために、自分は何ができるかを考えなければいけない。
- ・当事者から具体的な事例を聞くことは、メッセージ性が強く感動を呼び啓発効果は高いが、「かわいそう」「他人ごと」として終わらせず、「自分ごと」として考えるような工夫が必要。
- ・啓発だけにとどまらず、行動につながることが大事。制服など見た目が変わると行動が変わる。パートナーシップ宣誓制度など、できることが増えていくと理解も深まっていく。目に見えることを進めていくことが大事ではないか。
- ・社会を変えるためには、マジョリティに与えられている力（特権）を自覚すること、無意識の偏見（アンコンシャスバイアス）を学ぶことも重要。
- ・一人でも多くの仲間・応援者（アライ）を増やしていくことが大事。

○性的少数者が困りごとを言える社会に

- ・性の問題がネガティブなこととしてタブー視される社会においては、当事者は気軽に話ができず孤立しやすい。
- ・生きづらさを表に出せない人、出せる環境にない人もいることを忘れてはいけない。
- ・性的少数者を「守る」「配慮する」という視点だけではなく、当事者自身の自尊感情を育てるという視点も大事である。
- ・カミングアウトするかどうかは本人が選択することであり、社会が強制してはいけない。
- ・性的少数者自身が安心して周囲に困りごとを相談できる社会環境をつくる必要がある。

○様々な意見について

- ・性的少数者に対して否定的な感情を持つ自分を責める必要はない、と考えることが、お互いの気持ちを開くきっかけとなる。
- ・しかし、否定的な感情を、言葉として発したり、排除しようと行動することは差別にあたるということを学んでほしい。
- ・責任ある立場の人は、「慣れる」だけでなく「学ぶ」ことが不可欠。
- ・性的少数者は、精神疾患のひとつとして扱われていた時代があったため、それが改められた今も、理解が進まない要因となっているのではないか。
- ・「性的少数者は矯正すべきだ」「だれもがマイノリティの部分を持っているので何もするべきではない」などの反対意見もあるが、ベジタリアンやイスラム教徒をそれぞれ尊重し対応するのと同じように、性的少数者に対しても、当たり前のことをするだけである。

- ・賛成・反対の単なる多数決で少数派の意見が排除されないよう、「一人ひとりが大切」という人権意識をベースに議論を深めてほしい。
- ・人には「違いを認める」「多様性が大切」と言いながらも、一方で同じであることを良しとする同調圧力のような考えがある。時間はかかるが、自分の考えを言える人が一人でも増えるよう、教育・啓発が必要である。
- ・今の高齢世代は、男らしさ女らしさを求めるジェンダー規範の元で教育を受けてきた世代であり、「性的少数者のことは分からなくて当たり前」からスタートすることが大事。長年の意識を変えるのは簡単ではないが、人は何歳からでも学ぶことができる。
- ・「自分たち高齢世代は理解できない。もう少し世代が代わるまで待つてほしい」という意見もあるが、待つような問題ではない。腹を割って本音の意見交換ができるような関係性を作ることが大事。
- ・高齢の同性カップルの存在や、トランスジェンダーが抱える死後の戒名問題等、身近で具体的な事例を紹介することも、高齢者に向けた啓発として効果があるのではないか。
- ・様々な考え方がある現状では、不特定多数が見ることを前提に、多様な視点を持って啓発を考える必要がある。

(2) 若者と教育

- ・事務局から、「教育のこれまでの取組と現状」と題して、学習指導要領、教科書の記載、文部科学省通知、県教育委員会や市町村教育委員会の取組の説明があった。
- ・立命館アジア太平洋大学の乾さや子氏を招致し、学内環境調査結果、LGBTに関する学生対応基本方針・ガイドライン、方針策定後の具体的取組状況について発表をしていただいた。
- ・併せて、本調査研究会の元井委員から、立命館アジア太平洋大学の性的少数者支援サークルであるAPU Colorsが、どのように学内の性的少数者をサポートしているのかの紹介をいただいた。
- ・高校生の2つの相談事例をケーススタディとして議論し、当事者の心理面に関する理解を深めた。

○教育関係者や生徒への教育の必要性

- ・当事者は「自分が苦しかった経験を子どもにさせてはいけない、一緒に苦しんでいる

親にも繰り返させてはいけない」と思い、自分の経験を語っている。そのためにも教育は重要。

- ・悩んでいる学生が身近にいることを教職員は忘れてはいけない。悩んでいる人がいる以上、取組を行うことは当然である。
- ・学校に相談していないだけで実際にはもっと悩みがあるという視点も持つべき。
- ・生徒から相談を受ける立場の者が、知識がないことによって対応が変わってしまうことがないよう、研修が重要である。
- ・スクールカウンセラー全員が研修を受け、レベルアップしていかなければいけない。
- ・性教育は「寝た子を起こすな」のような考えもあるが、教育現場では単なる性教育ではなく、命の問題としてもっと取り上げてもらいたい。
- ・子どもに情報を与えることは良くないという意見については、与え方が大事で、情報を与えないことは違うと思う。
- ・知ることは大事であるが、若者が何でも鵜呑みにしたり、興味本位になることは問題である。
- ・海外では公的に男女以外の性別を認めるなど、性的少数者の存在が当たり前という認識の国もある。様々な国の若者を留学生として受け入れるためにも、大学が制度や環境を整備することは必要である。
- ・様々な取組を行うことで、教職員の理解が深まり、それにより困りごとがある学生が声を上げやすくなる。適切なサポートを学生に提供しやすくなる。

○親の理解の重要性

- ・幼児期から性別に違和感を持っている子どもも存在する。保育現場での子どもや親へのサポートについても考える必要がある。
- ・母子手帳への掲載など、これから親になる人たちにも多様な性のありかたに関する情報を提供してもらいたい。
- ・ココカラアンケートの結果からも分かるとおおり、家族との関係に悩む当事者は多い。親に言い出せず、大学進学を機に親元を離れることを選択したり、例えば介護などで親元に戻りたくても戻ることができない当事者もいる。親が理解を深めることは重要である。

○制服や校則の見直し

- ・性別違和を感じている生徒だけでなく、型にはめられる制服や校則に悩む生徒が相談するケースが多い。
- ・「みんな違ってみんな良い」と言いながらも、髪型や制服を校則で決めて子どもたちを型にはめている。「子どもはこうあるべき」という縛りや決まりばかりでなく、要らないルールは全て無くしても良いと思う。もっと本質的に大切なことを教えていく

ことで、様々な問題解決につながるのではないか。

- ・制服については、性の多様性の観点としても重要であるが、機能性、経済性の3つの観点から、すべての生徒に共通する話題として議論する必要がある。

(3) 支援策

パートナーシップ宣誓制度

- ・事務局から、制度の概要、制度活用例、令和3年度「性的少数者への理解に関するアンケート」からパートナーシップ宣誓制度への意見の抜粋、他県や県内市町村担当課の意見についての説明があった。
- ・佐賀県人権・同和対策課副課長及び係長を招致し、佐賀県パートナーシップ宣誓制度（令和3年8月導入）について説明をいただいた。佐賀県では県単位でパートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、県内市町村と相互利用協定を締結している旨の説明があった。

その他支援策

- ・事務局から性的少数者の困りごと（SOGIE（LGBT）サポートチームココカラ！アンケート結果）、大分県内企業の取組、令和3年度「性的少数者への理解に関するアンケート」から支援策に係る結果、東京都のアンケート結果、福岡県の啓発資料について説明があった。
- ・株式会社アウトジャパンの屋成和昭氏を招致し、他県の自治体が行っている支援策の実例について、コンビニエンスストアと連携した支援、医療機関や企業に対する啓発や相談窓口支援などの事例を紹介いただいた。

○相談体制のさらなる充実

- ・昨年度開設した大分県の相談窓口は、電話及びメールでの相談を受け付けているが、さらなる周知が課題である。
- ・若い世代にとっては、日ごろ使用しない電話はハードルが高い。
- ・メールの相談が徐々に増えているが、月1回の開催のため、即時に返答できないのがネック。チャット相談のニーズが高く、LINE相談を始めて若者の相談が増えた民間団体もある。
- ・SNSは、様々な多くの人と出会うことができ、ひとりぼっちではないことが実感で

きる、非常に重要なコミュニケーションツール。

- ・文字による相談は、聴覚障害のある方にとっても有効な手法。

○孤立、孤独を防ぐための、行政主催の当事者等交流会

- ・生きづらさを感じる当事者が孤立しないよう、つながりを持てる場所が重要。
- ・民間団体が主催する交流会もあるが、マンパワーが不足し、なかなか開催できない。行政が主催することへの安心感、信頼感がある。他県での取組も参考にしてほしい。
- ・当事者だけでなく、一般の人も参加できるコミュニティをつくり、身近な事として理解を広げられると良い。

○パートナーシップ宣誓制度

- ・制度のメリット、デメリット等様々な意見を聞きながら理解を深め、導入の可否等も含め、丁寧に議論する必要がある。
- ・心の安心感、幸福感が得られるとして、パートナーシップ宣誓制度を望む声が多い。令和3年度の「性的少数者への理解に関するアンケート」でも、パートナーシップ宣誓制度の導入を挙げる声が79.5%だった。人権尊重を謳う大分県として導入してほしい。
- ・人権尊重というのは大分県の大きな柱。これを具体化する方法は色々あるが、県単位でのパートナーシップ宣誓制度の導入には、大変意味がある。
- ・県が導入することにより、市町村・市町村長、企業や県民の理解も進む。
- ・大分県は3月に条例を改正して、性的指向や性自認という言葉も入れて、性的少数者に対する差別が存在すること、解決すべき課題であることを打ち出している。こういう条例があるのに、法的効力もないパートナーシップ宣誓制度すら導入していないのは残念に思うし、「偏見をなくしましょう」と言われても説得力がない。
- ・パートナーシップ宣誓制度を作ることによって皆に考えるきっかけを与え、理解が少しずつ進んでいくのではないかと。導入することに、そこまで慎重にならなくても良いのではないだろうか。
- ・パートナーシップ宣誓制度導入による人口カバー率が50%を超えたが、特段軋轢があったような話もない。社会的に混乱を起こすような取組ではないということ。むしろ導入しないことにも意味が出てくる時期になっている。
- ・県内での申請はまだないが、いつでも対応できるよう制度を準備しておくのが大切。
- ・制度ができて幸せになる人は増える。反対する人の権利を侵害するものではない。
- ・佐賀県内の制度利用者からは、「自分たち性的少数者が社会にいてもよい存在であると認められた」「初めて社会から祝福を受けた気持ち」「2人の絆が深まった」「制度がなかったら佐賀県から引っ越そうと思っていた」などの声があった。
- ・県と市町村のどちらでも申請できる二重方式は、顔見知りの多い地元で申請すること

- への不安にも配慮できる一方、近いところで申請できるという利便性も確保される。
- ・国民の認識や世論などが熟成してから、ボトムアップで制度ができると良いと思っていたが、制度導入と平行して、色々な手立てをもって社会の変化や世論を成熟させるのが良いと思うようになった。
 - ・少数者の問題は、ボトムアップを待っているとなかなか動かない。

○ファミリーシップ宣誓制度

- ・既にパートナーシップ宣誓制度を導入している自治体において、子どもの氏名を記入することにより実質的にファミリーシップと同等の運用をしている事例もあることから、本調査研究会ではパートナーシップ宣誓制度を中心に議論することとした。
- ・家族の範囲については、介護問題の解決にもつながることから、親も含めることが望ましいとの意見が出された。

○住宅に関する支援

- ・同性カップルでの入居の困難性だけでなく、保証人を確保することが難しいケースもある。保証人に親族を求められても、疎遠だったり、2人の関係性を話していないことも多い。
- ・トランスジェンダーの場合では、公的な身分証明書に記載されている性別と実際の見た目から推測される性別が一致しないことで、入居が難しい場合もある。
- ・民間の不動産業者や大家さんなどの理解がまだ課題であり、「大分県居住支援協議会」のような組織を活用して協力体制ができると、大家さんなどの理解も得やすくなるのではないかと。
- ・福岡県の不動産会社が、積極的に性的少数者に関するサービス提供を行っている。業界としても、県と協力して、このような取組を県内の関係業者に広く周知し、理解を深めたい。
- ・県営住宅に関しては、住宅管理規程が改正され、パートナーシップ宣誓をしていれば当該自治体の公営住宅に入居することは可能となっているが、パートナーシップ宣誓制度導入自治体が県内の一部に留まることから、不平等な取扱いとなっている。

○医療面における支援

- ・同性カップルの困りごととして、パートナーの手術の同意やICUでの面会など、医療機関において第三者と見なされ、家族として扱われないという心配が大変大きい。
- ・トランスジェンダーに関しては、ホルモン治療など性別移行に要する治療の問題だけでなく、保険証の本人確認の心理的負担などから病院を受診しづらいという面などもある。また、県内医療機関の情報が少ないため、一元的な情報発信が求められている。
- ・医療機関向けに作られたパンフレットの作成や、シンポジウム開催など、大分県でも

他県を参考に取り組、医療従事者への理解を深めてもらいたい。

○DV 被害者支援

- ・DV相談窓口では、異性間や女性の被害者を前提にしていることが多いが、実態として、同性パートナー間の暴力やトランスジェンダーが被害者となるケースも少なくない。自身や相手の性別にかかわらず安心して相談できる体制にしてもらいたい。

○性的少数者の困りごとに応じた支援を

- ・性的少数者はひとくくりにして議論されがちだが、性的指向・性自認など、それぞれに応じた悩みや困りごとがある。課題を整理し、それぞれに応じた支援策を講じることが必要である。
- ・例えばトランスジェンダーの場合では、性別移行の途中で男女どちらのトイレも使いづらい人、自認する性別のトイレを問題なく使用している人など、一人ひとり状況は異なるため、それぞれの状態に応じて個別に考える必要があることを理解すべき。
- ・就職や就業においても、誰もが自分らしく働くための、就業規則の見直しなど企業の主体的な取組も求められる。そのような企業に対する、県の支援が必要。

5. 提言

これまでの議論をふまえ、大分県へは以下の5点について提言する。

● 県と市町村が連携し、さらなる教育・啓発の充実を

行政が積極的な姿勢を示し取組を可視化することで、県民や企業の関心も高まる。性的少数者は当たり前で身近な存在であること、また多様な性のあり方は誰にも関係する問題であるという理解を県民や企業に広めるために、県と市町村が連携し、さらなる教育・啓発の充実を図る必要がある。

「性的少数者のことがよく分からない」「組織としての対応方法が分からない」という声もあるため、大分県の啓発マンガ「りんごの色」なども活用し研修等を通じて理解を深め、その先の関係者に広めていく必要がある。

メディアやコンビニエンスストア等との連携や、行政によるアクセスしやすい情報発信など、情報を必要とする人が利用しやすいような取組が求められる。

● 相談体制の充実や、困りごとに応じた支援策

性的少数者は、性的指向・性自認等によって、それぞれ異なる悩みや困りごとを抱えている。当事者が一人で悩んで孤立しないよう、相談体制の充実や、困りごとに応じた支援策が望まれる。具体策としては、行政主体による交流会の実施や、相談窓口へのSNSの活用などがあげられる。

民間サービスの利用拡充も重要であり、医療や住宅の分野では、同性カップルが家族として扱われないことや、トランスジェンダーについては、身分証明書における本人確認の問題等の困りごとを抱えているため、パンフレットの作成やセミナーの開催等を通して、各分野における理解の促進・支援が望まれる。

● パートナーシップ宣誓制度については、県民の様々な意見をふまえつつ、「人権尊重社会づくり」を推進する大分県の方針のもと、県全体での導入に向けた合意形成を目指すことが求められる

パートナーシップ宣誓制度は、導入により利用できるサービスが増えるなど、当事者の実生活における困りごと解消の手助けとなるほか、当事者の精神的充足感を高める効果や、広く県民への啓発効果となることが期待される。

県全体での制度導入は、市町村間の格差解消にもつながり、大分県が目指す「人権尊重社会づくり」にも寄与するものであると考えられる。

導入に関しては県民の間にも様々な意見があることから、県全体での導入に向け、丁寧に合意形成を進めていく必要がある。

● 自分ごととして考え、行動につなげる仲間（アライ）を増やす

性的少数者への理解は徐々に拡がりつつあるが、「身近にはいない」と自分ごととして考えられていない現状がある。性的少数者の存在を当たり前として認識し、性的少数者自身も安心して困りごとが言えるような環境を整えるためには、性（セクシュアリティ）は全ての人に関係する人権課題であることの認識を深めることが重要である。

啓発のありかたとしては、「こうあるべき」と強制や押しつけに感じられる啓発ではなく、「自分だったらどうだろう」と考えるきっかけをつくることが重要である。

当事者の困りごとを自分ごととして考え、行動につなげる仲間（アライ）を増やすための活動に対する支援が望まれる。

● 多様性尊重の温かい大分県に

「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」においても、性自認・性的指向による人権侵害は、解消すべき差別の一つと位置づけられている。

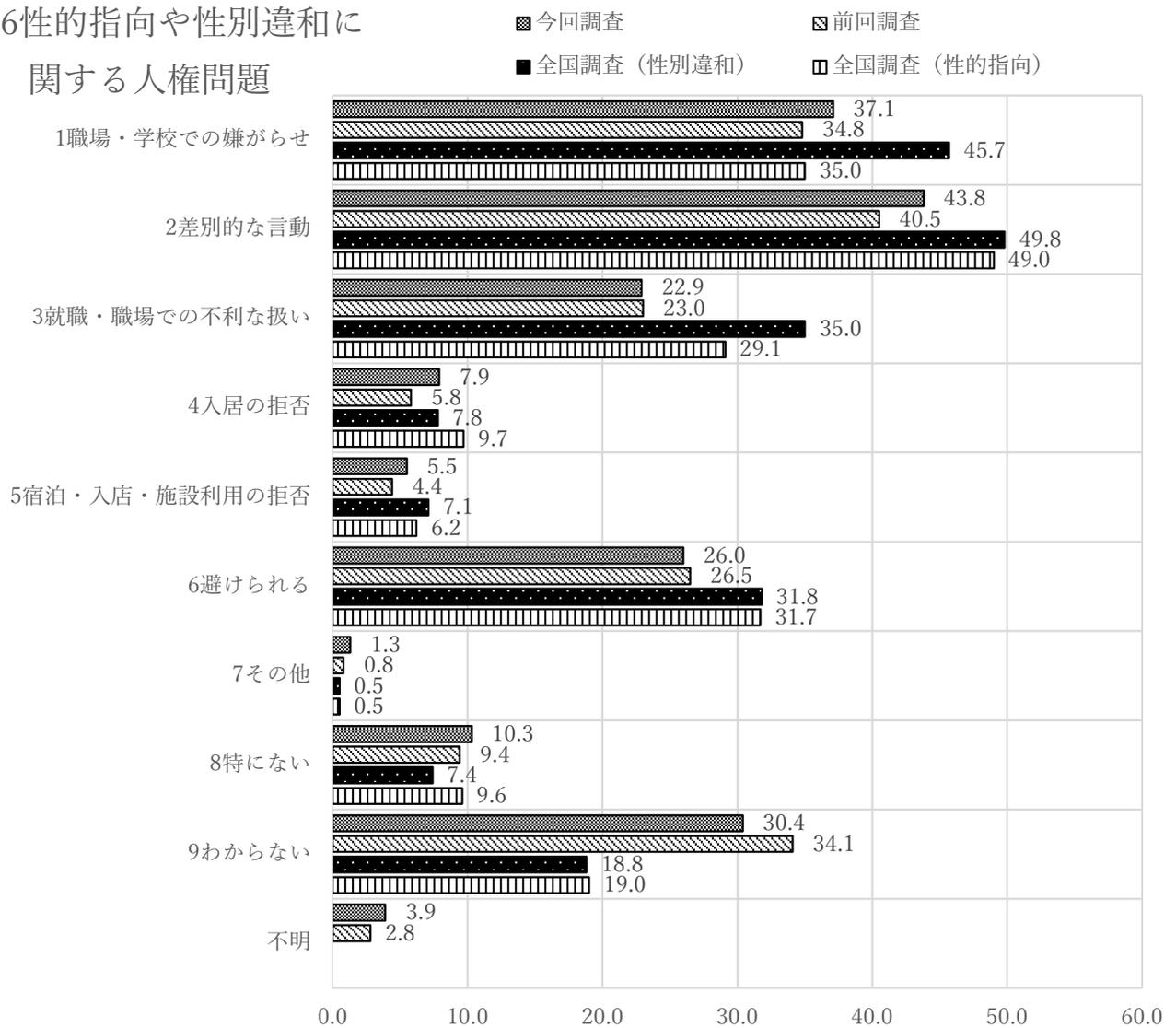
多様性尊重の温かい大分県として、性的少数者や多様な性のあり方について県民一人ひとりの真の理解が得られるよう、一層の取組を期待する。

6. 參考資料

(6) 性的指向や性別違和に関する人権

No.	問7-6性的指向や性別違和に関する人権問題 カテゴリ	(MA) 件数	(全体)%	前回調査	(除不)%	全国調査 (性的指向)	全国調査 (性別違和)
1	職場・学校での嫌がらせ	740	37.1	34.8	38.6	35.0	45.7
2	差別的な言動	875	43.8	40.5	45.6	49.0	49.8
3	就職・職場での不利な扱い	457	22.9	23.0	23.8	29.1	35.0
4	入居の拒否	157	7.9	5.8	8.2	9.7	7.8
5	宿泊・入店・施設利用の拒否	110	5.5	4.4	5.7	6.2	7.1
6	避けられる	519	26.0	26.5	27.1	31.7	31.8
7	その他	26	1.3	0.8	1.4	0.5	0.5
8	特にない	205	10.3	9.4	10.7	9.6	7.4
9	わからない	607	30.4	34.1	31.6	19.0	18.8
	不明	78	3.9	2.8			
	N(%ベース)	1996	100	1711	1918	1758	1758

問7-6性的指向や性別違和に関する人権問題



あなたは、LGBTなど、性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)や性別違和(身体の性と心の性が一致しない者)に関する事で、現在、どのような人権問題があると思いますか、次の中からいくつでも選んでくださいという質問について、差別的な言動をされること43.8%(40.5%)、職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること37.1%(34.8%)、じろじろ見られたり避けられたりすること26.0%(26.5%)、就職・職場で不利な扱いを受けること22.9%(23.0%)、アパート等の入居を拒否されること7.9%(5.8%)、宿泊施設や店舗等への入店や施設利用を拒否されること5.5%(4.4%)、その他1.3%(0.8%)、特にない10.3%(9.4%)、わからない30.4%(34.1%)、不明(無記入)3.9%(2.8%)となっています。差別的な言動をされること、職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けること、じろじろ見られたり、避けられたりすることが多いです。

前回と比べると、差別的な言動をされること、職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けることが多くなっています。

全国(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成28年)では、性的指向と性別違和別の質問になっています。今回調査と比べると、差別的な言動をされることについては今回調査45.6%(全国的指向49.0%・性別違和49.8%)の全国的指向・性別違和の両方より少し低くなっています。就職・職場で不利な扱いをされること23.8%(全国的指向29.1%・性別違和35.0%)と全国の性的指向・性別違和の両方より低くなっています。じろじろ見られたり避けられたりすること27.1%(全国的指向31.7%・性別違和31.8%)と全国の性的指向・性別違和の両方より低くなっています。職場・学校等で嫌がらせやいじめを受けることについては今回38.6%(全国的指向35.0%・性別違和45.7%)と全国の性的指向よりは高いものの全国の性別違和よりは低くなっています。

		問7-6性的指向や性別違和に関する人権問題×F1性別+F2年齢+F3職業										
%		問7-6性的指向や性別違和に関する人権問題										
		合計	1職場・学校での嫌がらせ	2差別的な言動	3就職・職場での不利な扱い	4入居の拒否	5宿泊・入店・施設利用の拒否	6避けられる	7その他	8特はない	9わからない	
F1 性別	全体	1918	38.6	45.6	23.8	8.2	5.7	27.1	1.4	10.7	31.6	
	男性	820	37.0	42.7	21.8	7.7	5.9	25.4	1.1	12.1	32.0	
	女性	1051	40.3	48.5	25.7	8.4	5.4	28.4	1.6	9.3	31.1	
F2 年齢	全体	1918	38.6	45.6	23.8	8.2	5.7	27.1	1.4	10.7	31.6	
	118～19	16	31.3	50.0	6.3	6.3	6.3	50.0	-	12.5	18.8	
	220～29	106	50.9	62.3	22.6	8.5	5.7	30.2	2.8	6.6	16.0	
	330～39	213	49.8	62.4	22.1	5.6	6.1	37.1	2.8	8.5	18.8	
	440～49	268	48.5	55.6	27.6	8.6	7.8	28.7	1.9	7.1	20.1	
	550～59	320	38.8	53.8	29.1	8.8	6.3	30.9	0.9	9.4	25.3	
	660～69	396	39.4	43.2	26.3	10.6	6.1	25.8	1.3	11.1	32.3	
	770～79	356	32.0	33.1	22.8	9.0	4.5	21.9	1.1	13.2	44.1	
880以上	217	19.8	24.0	13.8	3.2	3.2	17.1	-	15.7	53.5		
F3 職業	全体	1918	38.6	45.6	23.8	8.2	5.7	27.1	1.4	10.7	31.6	
	1.自営業	226	28.8	34.1	15.0	6.6	3.5	20.4	1.8	13.3	38.5	
	2.企業・正社員	440	43.4	52.5	25.0	7.0	6.1	31.6	2.3	10.5	23.0	
	3.契約・派遣社員	57	47.4	56.1	35.1	12.3	8.8	35.1	3.5	8.8	17.5	
	4.公務員	69	60.9	69.6	36.2	11.6	8.7	34.8	1.4	5.8	11.6	
	5.教職員	38	47.4	89.5	26.3	10.5	7.9	42.1	2.6	5.3	5.3	
	6.臨時・パート・アルバイト	269	44.2	52.8	27.5	8.2	4.8	30.5	0.7	7.4	25.7	
	7.家事専業	368	38.0	41.6	26.1	9.0	6.8	23.6	1.1	10.3	38.6	
	8.無職	277	29.2	33.2	20.2	7.9	4.3	19.5	-	11.2	45.8	
	9.学生	26	42.3	50.0	3.8	3.8	7.7	38.5	3.8	3.8	26.9	
10.その他	118	32.2	39.8	24.6	10.2	5.9	28.8	0.8	16.1	37.3		

差別的言動、就職・職場での不利な扱いについて女性で多くなっています。

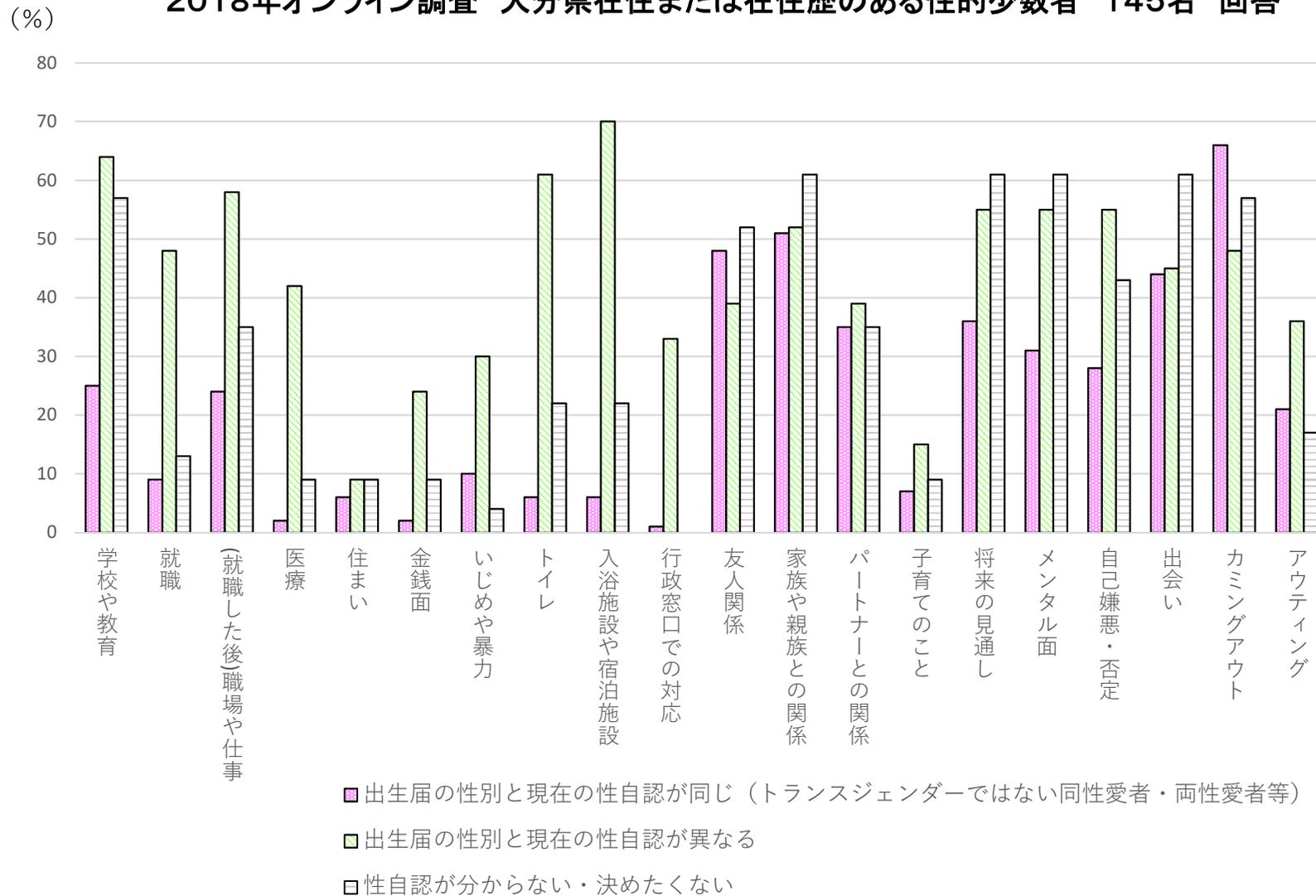
職場・学校での嫌がらせについて40歳代・30歳代・20歳代で多く、差別的言動について30歳代、40歳代、20歳代、50歳代で多くなっています。就職・職場での不利な扱いについて50歳代で多く、じろじろ見られたり避けられたりするのは30歳代、18～19歳で多くなっています。

職場・学校での嫌がらせについて、企業の正社員、公務員、臨時・パート・アルバイトで多く、差別的言動について、契約・派遣社員、公務員、教職員、臨時・パート・アルバイトで多くなっています。就職・職場での不利な扱いについて、公務員、契約・派遣社員で多く、じろじろ見られたり避けられたりするのは、企業の正社員、教職員で多くなっています。

性的少数者の困りごと ～SOGIE(LGBT)サポートチームココカラ！アンケートより～

【セクシャルマイノリティであることで今までに、どのようなことについて困ったことがありますか？（複数回答可）】

2018年オンライン調査 大分県在住または在住歴のある性的少数者 145名 回答



(出典)大分県のセクシュアルマイノリティの方へのアンケート調査
 調査期間:2018年9月2日～10日 調査方法:オンライン
 調査実施団体:SOGIE(LGBT)サポートチームココカラ！

注)このグラフは出典データをもとに大分県が作成したものです。

性的少数者の困りごと ～SOGIE (LGBT) サポートチームココカラ！ アンケートより～

【セクシャルマイノリティであることで今までに、どのようなことについて困ったことがありますか？（複数回答可）】

2018年オンライン調査 大分県在住または在住歴のある性的少数者 145名 回答

	①出生届の性別と現在の性自認が同じ (トランスジェンダーではない同性愛者・両性愛者等) 89名 (61%)	②出生届の性別と現在の性自認が異なる 33名 (23%)	③性自認が分からない、決めたくない 23名 (16%)
1位	カミングアウト 66%	入浴施設や宿泊施設 70%	将来の見通し
2位	家族や親族との関係 51%	学校や教育 64%	メンタル面
3位	友人関係 48%	トイレ 61%	家族や親族との関係
4位	出会い 44%	就職した後)職場や仕事 58%	出会い
5位	将来の見通し 36%	将来の見通し	学校や教育
6位	パートナーとの関係 35%	メンタル面	カミングアウト
7位	メンタル面 31%	自己嫌悪・否定	友人関係 52%
8位	自己嫌悪・否定 28%	家族や親族との関係 52%	自己嫌悪・否定 43%
9位	学校や教育 25%	カミングアウト	(就職した後)職場や仕事
10位	就職した後)職場や仕事 24%	就職	パートナーとの関係
11位	アウティング 21%	出会い 45%	入浴施設や宿泊施設
12位	いじめや暴力 10%	医療 42%	トイレ
13位	就職 9%	友人関係	アウティング 17%
14位	子育てのこと 7%	パートナーとの関係	就職 13%
15位	住まい	アウティング 36%	医療
16位	トイレ	行政窓口での対応 33%	金銭面
17位	入浴施設や宿泊施設	いじめや暴力 30%	子育てのこと
18位	医療	金銭面 24%	住まい
19位	金銭面	子育てのこと 15%	いじめや暴力 4%
20位	行政窓口での対応 1%	住まい 9%	行政窓口での対応 0%

困ったことがない 3%

困ったことがない 0%

困ったことがない 0%

(出典)大分県のセクシュアルマイノリティの方へのアンケート調査
 調査期間:2018年9月2日～10日 調査方法:オンライン
 調査実施団体:SOGIE(LGBT)サポートチームココカラ!

注)この表は出典データを元に大分県が作成したものです。

性的少数者への理解に関するアンケート集計結果

近年、性的少数者への社会的関心が高まり、これまで以上に性的少数者への偏見の解消や理解促進への取組が求められています。そのため令和2年4月に改定した「大分県人権尊重施策基本方針」では、「性的少数者の人権問題」を新たに重要課題の一つとして位置づけました。今後の県の施策推進に当たり、参考とするため、以下のとおりアンケートを実施しました。

期間： 令和3年9月3日～令和3年9月24日

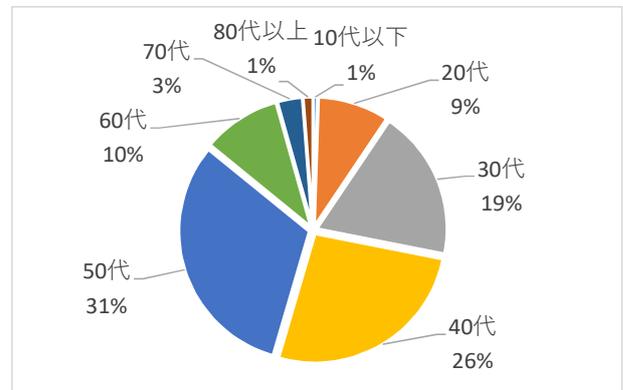
回答数： 576件（一般506件、県政モニター70件）

実施方法： 県ホームページで募集のほか、県政モニター115人あて依頼

（※県政モニター：県民各層から幅広く多様な意見を求めるため、公募等により一般県民等から選任し、委嘱した方々）

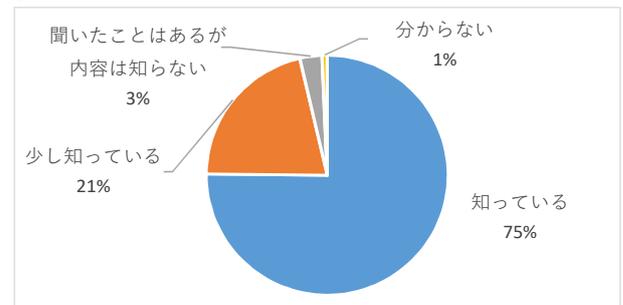
【1】あなたの年代を教えてください。

	回答数・割合		一般	県政モニター
10代以下	3	0.5%	2	1
20代	51	8.9%	45	6
30代	108	18.8%	98	10
40代	152	26.4%	140	12
50代	181	31.4%	170	11
60代	56	9.7%	49	7
70代	18	3.1%	2	16
80代以上	7	1.2%	0	7
計	576	100.0%	506	70



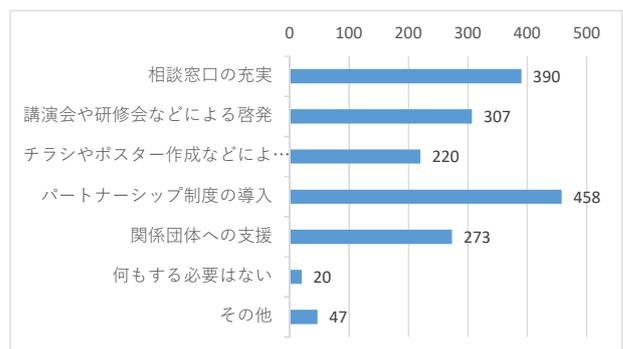
【2】「性的少数者」や「LGBTQ」という言葉の意味を知っていますか？

	回答数・割合		一般	県政モニター
知っている	433	75.2%	387	46
少し知っている	122	21.2%	107	15
聞いたことはあるが内容は知らない	17	3.0%	11	6
分からない	4	0.7%	1	3
計	576	100.0%	506	70



【3】民間団体の調査によると、日本ではおよそ13人に1人が性的少数者である、との調査結果も出ています。性的少数者の方が生活しやすい社会をつくるためには、行政としてどのようなことが必要だと思いますか？（複数回答可）

	回答数・割合		一般	県政モニター
相談窓口の充実	390	67.7%	335	55
講演会や研修会などによる啓発	307	53.3%	269	38
チラシやポスター作成などによる啓発	220	38.2%	193	27
パートナーシップ制度の導入	458	79.5%	413	45
関係団体への支援	273	47.4%	241	32
※1 何もする必要はない	20	3.5%	16	4
※2 その他	47	8.2%	38	9
計	1,715		1,505	210



※全回答者(576人)に対する割合

※1 【3】にて「何も支援する必要はない」と回答した場合、その理由を教えてください。

(全20件のうち抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・そっとしておいた方が当事者は楽なのではないか。 ・県民全体が自然に受け入れるようになれば良い。特別扱いはいらなと思う。 ・少数者がアピールする必要も団体等が大きく後押しする必要も無いと思う。自然な事だと思うので。理解する人はするし、しない人はしない。 ・信条や性癖の問題を、行政が介入する必要はない。 ・行政が支援することはなく、ご自身らが頑張って道を切り開くべき。 ・何でも受け入れるのが正しいとは思わない。否定はしないが何でも許すのは違うと思う。 ・多くの場合、人生で多少の不自由は必ずある。 10%の方のために特別なことをするのであれば、先に障がい者等の福祉を充実させる方が多くの方を救うことになると思う。

※2 【3】にて「その他の支援」と回答した場合、その具体的な内容を教えてください。

(全47件のうち抜粋)

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちや教育関係者への教育 (13件) ・同性婚の実現 (5件) ・企業での勉強会、研修会 (4件) ・マスメディアでの特集(報道番組等) (3件) ・人権被害に対する救済措置機関の設置 (3件) ・行政書類の性別欄や性別表記の見直し (2件) ・公共機関に性別を分けないトイレを増やす (2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境の整備推進(ガイドライン作成、トイレ、更衣室、休憩室等) ・当事者の居場所づくり ・出会いの場、マッチングアプリ、など ・県や市町村の広報誌等で啓発記事を掲載 ・差別を禁止する条例 ・ファミリーシップ制度 ・市町村への働きかけ(パートナーシップ制度など)
---	--

【4】その他自由意見

(全199件のうち抜粋)

自分らしく暮らせる社会を

①	2040年までに大分県の6割の市町村が消滅危機都市(20歳から39歳の女性が2010年と比較して50%減少する都市)になると予想され、大分県は消滅の危機に瀕している。このままでは、人がいないから人が減る、という負のサイクルを止めることはできない。人口減少を食い止めるため、大分県にできることは、大分県をLGBTだけではなく全ての人がが暮らしやすい場所にするだけである。
②	行政の啓発活動によってLGBTQの存在が可視化されること、相談窓口があることで「自分の悩みは相談に足ることなんだ」と思えること、パートナーシップ制度(さらにファミリーシップ制度まで拡充)があることで「わたしたちは存在してもいいんだ」と自己肯定感があがること、これらはすべて「人の命」を守ります。セクシュアリティにかかわらず平等に扱われるべき人の命です。
③	自分を偽らずに、自分を肯定できる生き方ができるように、社会が変わらなければいけないと思います。趣味の範囲と勘違いしている否定的な大人達に、特に子ども達が苦しまなくても済むように、まずはこの課題を知ってもらいたいと切望します。
④	当事者です。カミングアウトしていないので、同性のパートナーがいますが、日々の生活の中、小さな嘘(結婚に興味がないとか、パートナーはいない等)を重ねていることが悲しいです。全ての人が、その人らしく暮らせる世の中であって欲しいなと思います。
⑤	LGBTの人たちが求めるのは、特別扱いしてほしい訳ではなく、他の人と同じように暮らせる社会を求めていると思います。ただ、自分らしく生きたい、愛する人がいたら、一緒に生きていきたい。でも社会と共存していく時に、色んな障害があるのは事実だと思います。
⑥	生き方は様々で、お互いが認めあう社会は、とても大切だと思います。啓発はとても必要だと思います。
⑦	過剰に啓発することが性的少数者への心的負担になることもあるのではと思います。公表したい人は公表でき、隠したい人は隠せる自由があるのが生活しやすい社会のような気がします。

啓発・教育のあり方

- | | |
|---|---|
| ① | さまざまな立場の人が住みよい県になってほしいと思いますが、その過程で、性的少数者に対する捉え方もさまざまだと思うので、地道な啓発も必要だと感じます。 |
| ② | 「性的少数者」という言葉はテレビや雑誌などでも聞いたり、見たりしたことがあります。身近なことだと思われていないと思います。 |
| ③ | まだまだ、知らない事ばかりな領域で、かなりデリケートな事だと思います。様々な方面からの情報を正しくキャッチしたいと感じています。 |
| ④ | まだまだ都会でのごと、という認識が強いように思います。特にローカルでは、年配の方々の理解が重要かと思えます。その点で信頼ある行政の取り組みはとても重要ではと感じます。 |
| ⑤ | 大人への啓発だけでなく次世代を担う若い世代への教育が重要と考えます。 |
| ⑥ | あらゆる社会的問題についてほとんどの人は「無関心」なのではなく「未認知」なだけだと思っています。知る機会を設け、みんなが認知した上で議論できるような環境作りが必要だと思います。ドラマ、映画、マンガ、アニメなどは「こんな世界もあるんだよ」「こんな真実もあるよ」ということを伝えていく手段として有効だと思います。 |
| ⑦ | 性的少数者に対する理解を広めようとする啓発運動なども必要だと考えます。しかしながら、啓発事業の参加者が性的少数者に対して「理解をしてあげる」スタンスにならないようお願いをしたいところです。そのようなスタンスでは、人は異性愛者として存在することが大前提になってしまい、余計に分断を煽ってしまうためです。性自認も性的指向も人それぞれグラデーションがあり異性愛者もそのうちの一角でしかないと、性的少数者が特殊なわけではなく、啓発していただきたく存じます。 |
| ⑧ | 特に教員や議員の方々に、LGBTQ当事者と接する機会を持って頂き(ざっばらんな対話型の講演会など)正しい知識、見解を持って頂きたいです。当事者から「直接」話を聞くまでは、どれほど、何が困っているのかしっかりとイメージ出来ない方がいても仕方ないと思います。ぜひ直接関わって欲しい、生の声を聞いて頂きたいと思います。 |
| ⑨ | 少数者の方の意見が反映されるためには、法制度や都市計画、行政の計画などの決定や意見交換がなされる場に、少数当事者の直接参加が必須だと思います。当事者が加わっていないと、実際に何に困っているのか、どうするといいいのか、アイデアや意見、問題点も分からないと思います。 |
| ⑩ | みんなに知ってもらおう!と言う事も必要ですが、実際に暮らす中で、生活しやすくなる、困りが改善する、と言う所に力をいれるとよいと思います。 |
| ⑪ | 性的少数者の方がどのような不自由を感じているの分からないので、その普及啓発が必要と考える。例えば、公営住宅の入居要件がなぜ家族であることなのか、そこから見直してはどうかと思う。まずは性的少数者の方の暮らしにくさ(精神的なものではなく制度的なもの)を行政が多くの人に啓発し、そして様々な制度が変わっていけばいいと考える。 |
| ⑫ | 性は遺伝子の仕組みで、様々なパターンがあり得ること、そのため男性、女性の性は曖昧であることなどを科学的に啓発することも必要だと思います |
| ⑬ | 性的マイノリティーは別に他の人達と変わりません。理解が深まるのは良いことですが、必要以上に気にしたり腫れ物のように扱われるのは少々居心地が悪いです。いつかはこういった話題が登らず普通の人と同じように接してくれる社会になる事を望んでいます。 |
| ⑭ | 行政による啓蒙活動は必要だが過剰に優遇する必要はない。思春期の世代のフォロー出来る環境作りは必要だと思う。自分自身その当事者であるが生活する上での不便はそこまで感じない。ただ、世代によっては認識不足から不当な扱いを受けることがあるし頭では理解しても気持ちとして受け止められないという人が居るのも現実にある。中途半端な情報を与えると職場や学校で魔女狩りのように当事者を追い詰める可能性がある。専門的な知識や情報を知ってもらう機会や場を多くの人に設けて欲しいと思う。新しく制度を設けるのはありがたいが執行する側の人間の意識改革と真の意味の理解が無いと当事者は救えないと思うし頼りたいと思っても不信感が残る。パフォーマンス的な意味での制度作りであるなら性的少数者という言葉を目立たせないでいただきたい。ただ、性的少数者であっても平穩に生活出来る環境を与えて欲しい。 |
| ⑮ | 私の年代の人達は、差別的判断材料にしてしまいそうです。色んな意味で理解しあうための歩み寄り社会を構築する機会が行政が率先して認めていかなければ、個々の人達は隠し続けることがベストだと思いがちでしょう。公に認められることで、個人の人格が尊重されるのならそれがベストですから、行政からの発信が大きく左右し続けると思います。 |
| ⑯ | 性的少数者に配慮するあまり、性的多数者の権利を侵害することがないようにすることも同じくらい大事だと思うので、バランスを意識しながら施策の推進をしてほしい。 |
| ⑰ | 若者が自己自認が未形成のうちに間違っ学ぶと、良くない影響があると思います |

パートナーシップ制度について

- | | |
|---|--|
| ① | パートナーシップ制度があることで安心できる性的少数者の方がおられるのであれば、どんどん進めるべき。 |
| ② | カミングアウトしやすい、カミングアウトしてもよい雰囲気を作ってもらうために、私たちの存在を可視化してほしいです。パートナーシップ制度は、制度の実利を目指すよりも、ある意味で人権宣言だと思って、ぜひ積極的に取り組んでほしいです。ひっそりと目立たないように暮らしている私たちでしたが、もしそういった制度があったら、私たちがいてもいいんだよというメッセージになると思います。 |
| ③ | 本来であれば、性的少数者であろうがなかろうが、すべての人に婚姻が認められるべきであると考えます。ゆえに、パートナーシップ制度の導入はとても重要な政策のひとつと考える一方、それでは不十分であるとも考えます。パートナーシップ制度によって公的・民間サービスが「受けやすく」なるのみでなく、異性愛者（ヘテロセクシュアル）の夫婦が受ける恩恵と同等の権利やサービスを当然に享受できるようになってほしいと思います。 |
| ④ | パートナーシップ制度が広がって欲しいですが、市町村1つ1つの自治体での導入を待っていたら、大分県民全体はその利益を享受できません。県単位でのパートナーシップ制度の導入を望みます。 |
| ⑤ | 県としてできることを早くやらないと、他県に遅れをとって、大分は不寛容なところだと思われてしまいます。多様性に富んだ県としてもっと取り組みを進め、大分から出て行く人を減らしてほしい。 |
| ⑥ | 他の自治体に乗り遅れないような拙速な取り組みの仕方は、言葉だけが一人歩きして真の理解が得られない気がします。“やってる感”だけではなく正しい情報をわかり易く伝えて欲しいと思います。 |
| ⑦ | 公的なサポートに抵抗のある性的少数者の方も一定数いるため、あくまで選択肢の一つとして設けるくらいでいいのかなと思いました。 |
| ⑧ | 個人的には理解ができないという感じです。でも本人たちには今迄は大変生きづらい社会だったと思います。同じ生きる人間としてパートナーシップ制度は大変良いと思います。 |
| ⑨ | 性的少数者の理解を深めることは良いと思うが、戸籍で夫婦関係を構築したりする必要は無いと思う。好きなら好きな人達だけで好きにやったら良いと思う。自分の価値観を他人に押しつけLGBTを認めろというのは違うと思う。 |
| ⑩ | 基本は男と女で家庭を持つてつないでいくというのがBest。基本を崩さない程度の支援で。 |

その他

- | | |
|---|--|
| ① | これまでの当たり前が、今の現状に合わない。もっと柔軟にとりくむべきと思います。養子制度や精子提供、代理出産なども含めた全体での考えが必要かと。 |
| ② | 13人に1人が性的少数派と言われている民間の調査結果は、実感として信じがたい。行政が実態を調査して、身近な真実を公表すべき。 |
| ③ | 区別と差別は違うと思う。何でも差別と言うのはどうかと思う。 |
| ④ | 少子化を助長してしまうようで、性的少数派をあまり容認し過ぎても良くないと思う部分もあります。 |
| ⑤ | 人間はそもそも、オス、メス、男、女、で構成されており、性的少数者は病気の一つと考えます。相談窓口を設け、他の病気と同じように医学的治療を行なうべきです。 |

各回における議題、資料、事例紹介（参考人招致）一覧

	議 題	資 料	事例紹介（参考人招致）
第1回 (調査研究会の進め方)	調査研究会の進め方について 現状・課題、県のこれまでの取組について 意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者への理解に関する調査研究会の進め方について 「性の多様性に関する職員ハンドブック」抜粋 「人権に関する県民意識調査」(H30)抜粋 「大分県人権尊重施策基本方針(R2改訂版)」抜粋 大分県のこれまでの取組・性的少数者への理解に関するアンケート集計結果 <ul style="list-style-type: none"> 森委員からの提供資料 「2018年度大分県のセクシュアルマイノリティの方へのアンケート調査」 	 https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/tyousaken/kyuukai1.html
第2回 (若者と教育)	県内公立学校でのこれまでの取組 ケーススタディ・意見交換 ①当事者の心理面について ②当事者に対する保護者・教職員のアプローチ面について ③ハード(設備)・ソフト(制度)面について	<ul style="list-style-type: none"> 教育のこれまでの取組と現状 「わが国における都会の若者の自殺未遂経験割合とその関連要因に関する研究」 「『LGBT学校生活実態調査2013』レポート」 	<ul style="list-style-type: none"> 立命館アジア太平洋大学 スチューデント・オフィス 課長補佐 乾 さや子 氏 《資料》 APUホームページ「性の多様性に関する基本方針と本学の環境について」 本調査研究会委員 元井 雄 氏 《資料》 「APU Colors」紹介  https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/tyousaken/kyuukai2.html
第3回 (啓発について)	啓発について 意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 「平成30年度 人権に関する県民意識調査」(抜粋) 「性的少数者への理解に関するアンケート」(抜粋) 「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」(抜粋) 「～LGBTも働きやすい職場づくり、生きやすい社会づくりのための「声」集め～」虹色ダイバーシティ(抜粋) 性的少数者に関する県内自治体の啓発事業等について (検討資料) 性的少数者に関する啓発等の現状と課題、方向性と留意点について	<ul style="list-style-type: none"> 「NPO法人LGBTの家族と友人をつなぐ会」理事・「NPO法人あなたのSOGIE」代表理事 古野 ひとみ 氏 《資料》 「これまでの活動で感じた課題と行政に求めるもの・期待すること」  https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/tyousaken/kyuukai3.html
第4回 (パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について)	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度について 意見交換	<ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ制度について パートナーシップ制度でできることの例 「性的少数者への理解に関するアンケート」(抜粋) パートナーシップ制度導入府県の状況 パートナーシップ制度に関する大分県内市町村担当課の意見 (検討資料) 県単位でのパートナーシップ制度について	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県県民環境部人権・同和対策課 副課長 山田 信二 氏・係長 矢野 恵子 氏 《資料》 ・「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」 ・「性の多様性について考える」県民ガイドブック」 ・「性の多様性」について考えるための職員ガイドブック  https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/tyousaken/kyuukai4.html
第5回 (その他支援策について)	その他支援策について 意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者の困りごと(SOGIE(LGBT)サポートチームココカラ!アンケートより) 大分県内企業の取組み(大分県人権啓発企業連絡会会員企業アンケート)(抜粋) 大分県「性的少数者への理解に関するアンケート」(抜粋) 東京都「性自認及び性的指向に関する調査」(抜粋) 福岡県「RAINBOWガイドブック」 (検討資料) 考えられる県の施策等	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社アウト・ジャパン 代表取締役 社長 屋成和昭 氏  https://www.pref.oita.jp/site/kokoro/tyousaken/kyuukai5.html